



# 島根県報

平成27年7月7日（火）

第2,714号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（　　　　　）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（　　　　　）	3
公有水面埋立ての竣功認可	（港湾空港課）	4

### 【特定調達公告】

統合情報検索システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	5
--	--------	---

### 【雑 報】

平成27年度行政書士試験の実施	（総務課）	7
-----------------	-------	---

### 【正 誤】

平成8年3月29日付け島根県報号外第36号中	（総務課）	9
平成19年3月23日付け島根県報号外第20号中	（道路維持課）	10

**告 示****島根県告示第501号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ボンウェルフェア株式会社	通所介護	ウェルフェア出雲 デイサービスセンターかえで	出雲市塩冶神前1-6-27	平成27年7月1日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第502号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
大耀堂薬局	雲南市三刀屋町下熊谷1625-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年7月1日
訪問看護ステーション コミケア	雲南市三刀屋町三刀屋1065	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年7月1日

**島根県告示第503号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人親和会	児童発達支援センターぽこぽこ（第2放課後等デイサービス）	出雲市神西沖町2534-2	平成27年7月1日

**島根県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 大田市温泉津町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

泉原 省三 大田市温泉津町井田イ627番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地  
重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
今田 善寿 大田市温泉津町井田口189番地 2  
苅山 清士 大田市温泉津町太田734番地 3  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1  
久保上正守 大田市温泉津町福田イ109番地  
原田 清 大田市温泉津町福田口143番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ4番地  
室田 一波 大田市温泉津町太田386番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

## 監事

鳶川 秀信 大田市温泉津町福田口50番地  
梶 伸光 大田市温泉津町井田イ10番地

## 2 就任年月日

平成27年3月29日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

川村 昇 大田市温泉津町福田口11番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地  
重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
木原 茂信 大田市温泉津町井田イ670番地  
今田 善寿 大田市温泉津町井田口189番地 2  
苅山 清士 大田市温泉津町太田734番地 3  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1  
森川 繁実 大田市温泉津町井田ハ47番地  
久保上正守 大田市温泉津町福田イ109番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ4番地  
室田 一波 大田市温泉津町太田386番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

## 監事

田才 茂信 大田市温泉津町荻村582番地  
二ツ城康夫 大田市温泉津町福田口23番地 1  
瀧尻 美之 大田市温泉津町井田イ451番地 2

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成27年 7 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
奥出雲地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成26年 3 月24日
奥出雲地区客土事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成25年 3 月18日

### 島根県告示第506号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 7 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 竣功認可の年月日

平成27年 6 月30日

#### 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

#### 3 埋立区域の位置、区域及び面積

##### (1) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府3番5及び同町大字美田4386番3の地先公有水面

##### (2) 区域

##### ア A箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から145度31分19秒、979.24メートルの地点

②の地点 ①の地点から165度26分18秒、14.99メートルの地点

③の地点 ②の地点から255度20分18秒、3.42メートルの地点

④の地点 ③の地点から165度44分23秒、13.76メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から75度57分35秒、3.40メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から165度11分06秒、2.01メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から275度17分56秒、42.42メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から336度02分15秒、1.41メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から75度40分53秒、10.03メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から345度21分24秒、15.03メートルの地点

##### イ B箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から146度10分36秒、1010.83メートルの地点

②の地点 ①の地点から165度14分24秒、2.13メートルの地点

③の地点 ②の地点から187度50分10秒、1.01メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から278度52分30秒、3.41メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から188度42分43秒、40.25メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から99度09分58秒、3.40メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から189度12分26秒、1.62メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から190度47分39秒、0.80メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から278度56分57秒、30.27メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から7度37分03秒、27.31メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から331度41分48秒、19.38メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から336度02分15秒、0.31メートルの地点

(3) 面積

2,082.95平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成23年1月21日 指令港第416号

5 縦覧場所

西ノ島町役場

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年7月7日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

統合情報検索システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年10月1日から平成33年3月31日まで

(4) 委託業務期間

契約の日から平成28年9月26日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録された者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 本件公告による貸貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
- (7) 過去5年以内に他の都道府県警察において、同種・同規模のシステムを構築した実績を有すること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

#### (2) 入札説明会

行わない。

#### (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年7月7日（火）から同年8月17日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

#### (4) 入札書の提出期限

平成27年8月28日（金）午後2時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年8月28日（金）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

ウ 開札 即時開札

#### (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない

い。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

#### 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### 11 契約書作成の要否

要する。

#### 12 その他

詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

(1) Subject matter for tender : The system for achieving the advance of police activity by collecting and searching across the various information possessed by the police headquarters

(2) Bid tendering Date : August 28, 2015, 2 : 00 P.M. (Bids by Post must be received by noon on August 28, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690 - 8510

TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241 or 2242)

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

#### 1 試験期日

平成27年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、

し必要な法令等 (出題数 46題)	国家賠償法及び地方自治法を中心とする。) 、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

平成27年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで

## イ 受付場所

(一財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること(宛先は印刷済み。)。平成27年9月4日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については、オを参照すること。)

## エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

## オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (7) 郵送配布

## a 配布期間 平成27年8月3日(月)から同月28日(金)まで

郵送を希望する場合は、表に「願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること(8月28日必着のこと。)

## b 名称 (一財)行政書士試験研究センター

## c 住所 〒100-8779 日本郵便(株) 銀座郵便局留

(注) 郵送による場合は、郵送に要する日数(1週間程度)に注意すること。

## (4) 窓口配布

## a 配布期間 平成27年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

## b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会(松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階)

配布時間 午前9時から午後5時まで

## (2) インターネットによる受験申込み



## ア 受験申込画面への入力

- (7) 顔写真の画像データ（幅3：高さ4の割合のもの）を用意すること。
- (4) （一財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## イ 受験手数料の払込み

- (7) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みにより行うこと。
- (4) 利用できるクレジットカード  
V I S A、M a s t e r、U C、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s
- (5) 利用できるコンビニエンスストア  
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ
- (6) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
- (7) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

## ウ 受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年9月1日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成27年9月1日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日（9月1日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

## (3) 問合せ先

（一財）行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続きが必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 日時

平成28年1月27日（水）午前9時

## (2) 方法

（一財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、（一財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報で合格者の受験番号を公示する。

**正 誤**

平成8年3月29日付け島根県報号外第36号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

八号中	第 三 百 六 十	島 根 県 告 示	箇 所
三 号	平 成 七 年 条 例 第 二 十		誤
三 号	平 成 七 年 条 約 第 二 十		正

平成19年3月23日付け島根県報号外第20号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	島根県告示第238号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     出雲市西郷町392番1                      地先から同町394番4                      地先まで                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     出雲市西郷町392番1                      地先から同町395番4                      地先まで                 </div>